

経済産業省

2 1 原 企 課 第 9 5 号
平成 2 1 年 1 1 月 5 日

東京電力株式会社
取締役社長 清水 正孝 殿

原子力安全・保安院企画調整課長 佐藤 達夫

原子力安全・保安院原子力発電検査課長 山本 哲也
N I S A - 1 6 3 d - 0 9 - 6

福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の放射性廃棄物処理系配管の誤接続について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、貴社より、平成21年10月28日、福島第二原子力発電所第1号機において、また、平成21年11月5日、柏崎刈羽原子力発電所第1号機において、非放射性廃棄物进行处理する配管に放射性物質进行处理する配管が誤接続されたことにより、一部トリチウムを含む水が放出されていた旨報告を受けました。

当院としては、誤接続により放射性物質を含む配管が放射性廃棄物以外の廃棄物进行处理する施設と区別されずに施設され、適切な管理がなされることなくトリチウムを含む水が放出される状態にあったこと等を踏まえ、貴社に対し、下記の対応を求めます。

記

1. 放射性廃棄物进行处理する配管の非放射性廃棄物进行处理する配管への誤接続が見られた福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所に加えて、福島第一原子力発電所について、同様な誤接続の有無を確認するための調査計画を策定し、平成21年11月11日までに当院に報告すること。
2. 1. において策定した計画に基づき調査を行い、その結果について、速やかに当院に報告すること。

